

# 改正

平成29年1月15日に改正されました！

## 凝集促進材（※）を使用した肥料について、届出のみで生産・販売できるようになりました

- これまで、動物の排せつ物の処理に凝集促進材を使用したものを原料とする肥料を生産・販売するためには、「し尿汚泥肥料」や「汚泥発酵肥料」等の普通肥料として農林水産大臣の登録を受けることが必要でした。
- このたび、**指定された凝集促進材（※）**を動物の排せつ物の処理に使用したものを原料とする肥料については、「堆肥」等の特殊肥料として都道府県知事への届出のみで生産・販売できることになりました。

### これまで

動物の排せつ物

+

凝集促進材

を原料とする  
もの

「し尿汚泥肥料」  
「汚泥発酵肥料」  
「焼成汚泥肥料」

普通肥料

（農林水産大臣の登録）

### 改正後

動物の排せつ物

+

凝集促進材  
(指定されたもの（※）)

を原料とする  
もの

「動物の排せつ物」  
「堆肥」  
「動物の排せつ物の燃焼灰」

特殊肥料

（都道府県知事への届出）

（※）指定された  
凝集促進材

ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材  
ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材  
ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材  
ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材  
ポリアミジン系高分子凝集促進材  
アルミニウム系無機凝集促進材  
鉄系無機凝集促進材

⇒届出・登録手続等に係る詳細は裏面を御覧ください。

## 改正に伴う届出・登録のポイント

Q

今回の制度改正の対象となる肥料はどのようなものですか？

A

指定された凝集促進材（表面参照）を使用した動物の排せつ物又はこれを原料とする堆肥や動物の排せつ物の燃焼灰です。

Q

動物の排せつ物の処理に凝集促進材を使用したものを原料とする堆肥を生産しようと考えているのですが、特殊肥料の生産の届出はどのように対応したらよいでしょうか。

A

特殊肥料として生産の届出を行う際は、使用している凝集促進材がこのたびの改正で指定された凝集促進材（表面参照）に該当するかどうかを、凝集促進剤の製造業者に問い合わせる等により確認してください。なお、届出等の際に都道府県の担当者が、使用している凝集促進材の名称を確認することがあります。

Q

既に「し尿汚泥肥料」等の普通肥料として登録を受けている普通肥料については、どのような対応が必要になりますか。

A

既に「し尿汚泥肥料」等の普通肥料として登録を受けている肥料については、

- 登録の有効期間までは引き続き生産・販売が可能です。ただし、登録の更新はできませんので、登録が失効する2週間前までに特殊肥料としての届出を行ってください。
- すぐに特殊肥料として生産・販売したい場合には、特殊肥料としての届出を行った上で、普通肥料の失効届を提出してください。

詳しくはお住まいの都道府県の担当者に問い合わせてください。

Q

堆肥の原料として畜産農家等から動物の排せつ物を入手しているため、動物の排せつ物の処理に使用している凝集促進材の種類が分かりません。

A

動物の排せつ物の入手先に問い合わせてください。